

第5号議案

社会福祉法人 丹後視力障害者福祉センター  
定款施行細則

音訊奉仕者資格認定審査委員会の権限を図書館運営委員会から独立させることとし、所要の改正を行う。

改正前（現行）	改正後
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>（図書館運営委員会）</p> <p>第5条 法人の施設運営のため、図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員は、若干名とし、理事会で協議の上、理事及び評議員の中から理事長が委嘱す。</p> <p>3 運営委員会は、必要の都度理事長が招集し、次の事項を審議する。</p> <p>（1）点字図書、録音図書の製作、購入及び原書の選定に関すること。</p> <p>（2）読者の利使、開拓に関すること。</p> <p>（3）<u>奉仕者の資格認定審査に関すること。</u></p> <p>（4）<u>その他図書館業務に直接必要な事項。</u></p> <p>4 委員の任期は、理事・評議員の在任期間とし、再選することができる。 ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第6条～第10条 省略</p> <p>附則 1～9 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>（図書館運営委員会）</p> <p>第5条 法人の施設運営のため、図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員は、若干名とし、理事会で協議の上、理事及び評議員の中から理事長が委嘱す。</p> <p>3 運営委員会は、必要の都度理事長が招集し、次の事項を審議する。</p> <p>（1）点字図書、録音図書の製作、購入及び原書の選定に関すること。</p> <p>（2）読者の利使、開拓に関すること。</p> <p>（<u>削除</u>）</p> <p>（3）<u>その他図書館業務に直接必要な事項。</u></p> <p>4 委員の任期は、理事・評議員の在任期間とし、再選することができる。 ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第6条～第10条 省略</p> <p>附則 1～9 省略</p> <p>10 <u>この細則の一部を改正し、平成31年4月1日から施行する。</u> <u>（平成31年3月8日理事会決議）</u></p>